

7 農 産 第 1 2 2 1 号
令 和 7 年 6 月 1 0 日

消費者委員会

委員長 鹿野 菜穂子 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正について（諮問）

国民生活安定緊急措置法施行令（昭和49年政令第4号）の改正について、下記事項に関し御審議いただきたく、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第27条第1項の規定に基づき諮問します。

記

国民生活安定緊急措置法第26条第1項、第31条及び第37条の規定に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令を制定することについて